

議案第 86 号

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例

川崎市市民ミュージアム条例（昭和 62 年川崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「川崎市中原区等々力 1 番 2 号」を「川崎市麻生区上麻生 6 丁目 15 番 2 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市民ミュージアムを移転するため、この条例を制定するものである。